

令和元年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

本来、地方消費税交付金は充当先が限定されない一般財源ですが、引き上げ分の地方消費税収については、全て社会保障費に充てるものとされました。

平成27年4月から令和2年3月までの間においては、地方税法の規定により地方消費税収のうち17分の7に相当する額を社会保障費に充てることとされています。

令和元年度における地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び社会保障費への充当額については以下のとおりです。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

○ 歳入：地方消費税交付金（社会保障財源化分） **206,117千円**

○ 歳出：社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 **5,460,605千円**

(単位：千円)

区分	款	項	目名又は事業名	経費	財源内訳						
					特定財源			一般財源			
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他		
1 社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	402	302			9	91		
			2 児童福祉費	2 児童措置費	451,285	385,043		6,114	60,128		
				3 母子福祉費	251,064	88,094		15,041	147,929		
				4 保育所費	581,535	387,336	41,828	14,063	138,308		
				5 子ども医療対策費	82,021	34,135	2,422	4,196	41,268		
				6 ひとり親家庭等医療対策費	25,458	12,051	1,716	1,079	10,612		
		3 高齢者福祉費	1 高齢者福祉総務費	48			4	44			
			2 高齢者措置費	87,837		15,391	6,686	65,760			
			4 介護予防事業費	20,087		15,564	417	4,106			
		4 障害者福祉費	1 障害者福祉総務費	182,850	134,272		4,483	44,095			
			2 障害者総合支援費	840,623	628,597		19,568	192,458			
			3 重度障害者医療対策費	97,862	37,344	18,473	3,880	38,165			
		5 生活保護費	2 扶助費	1,509,753	1,194,695		29,077	285,981			
		小計				4,130,825	2,901,869	0	95,394	104,617	1,028,945
		2 社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	1 国民健康保険特別会計繰出金	236,110	133,728		9,449	92,933	
					5 後期高齢者医療費	511,676	92,385		38,697	380,594	
				3 高齢者福祉費	1 福岡県介護保険広域連合負担金	481,365			44,426	436,939	
小計				1,229,151	226,113	0	92,572	910,466			
3 保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	65,313			6,028	59,285			
			3 健康増進事業費	15,161	1,156		1,293	12,712			
			4 母子保健対策費	20,155	2,546	197	1,607	15,805			
		小計				100,629	3,702	0	197	8,928	87,802
合計				5,460,605	3,131,684	0	95,591	206,117	2,027,213		

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。